

(公社)東基連 中央労働基準協会支部 【登録教習】本人確認について

大切なお知らせ

必ず事前にご確認ください！



令和7年4月1日以降、(公社)東基連 中央労働基準協会支部で開催する登録教習を受講される際、ご本人様の確認として以下の証明書(原本)が必要となります。

講習日にご提示いただけない場合、受講をお断りすることもございますので、予めご了承ください。

【本人確認が必要な講習】

◆ 技能講習

- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 石綿作業主任者技能講習

◆ 安全衛生推進者等養成講習

- 安全衛生推進者養成講習
- 衛生推進者養成講習

【本人確認の証明書類】 ※有効期限内/原本 ※不鮮明なものは不可

以下のいずれかひとつ、公的機関が発行した顔写真入り身分証明書(原本)のご提示をお願いいたします。

- ① 自動車運転免許証
- ② マイナンバーカード
- ③ 住民基本台帳カード(顔写真あり)
- ④ 外国人登録証明書・在留カード・特別永住者証明書



※上記、①～④の証明書をお持ちでない方は、事前に講習課宛ご連絡ください。

(個別に対応いたしますので、お気軽にご相談ください。)

※本人確認書類をお忘れの場合、受講当日に修了証をお渡しできません。

※修了証に旧姓併記をご希望される場合は、別途確認資料が必要です。必ず事前にご確認ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

(公社)東基連 中央労働基準協会支部 講習課
TEL 03-3263-5060 (平日9:00~17:00)

